

消費者庁からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	<p>【提案にあたっての基本的な考え方】</p> <p>経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。</p> <p>府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分であれば、処分の効果は限定的となる。</p> <p>現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけていくことが重要である。</p> <p>一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。</p> <p>そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。</p> <p>なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。</p>	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>【地方自治体による処分の効力の拡大について】</p> <p>○これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣(経済産業局を含む。)が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており、例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができることが前提となっているところ、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識している。</p>
93	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地方消費者行政推進交付金に係る活用期限の要件の緩和	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業毎に決められた活用期間内に事業を完了できず、事業実施に支障を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なっていたこともあり、当該基金の活用期間の整理が非常に煩雑であった。今年度、同基金が交付金化され、その交付要綱が定められたが、基金と同様に活用期間の制限が定められているため、当該交付金の活用期限の延長について柔軟に対応できるように要件を緩和すること。	<p>【支障事例】</p> <p>地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎に活用期間が定められている。</p> <p>消費者行政は、本格的な取り組みが始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあっては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要があるが、小規模自治体において、予定されていた年度での相談員設置が遅れる事例が発生している。また、小規模自治体は単独設置以外にも広域連携について模索しているものの、調整に時間を要しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。</p> <p>また、基金から交付金となったが、活用期限の要件は継続となり、そのことで一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには自治体にとっては期限の設定は支障となる。加えて、相談員が複雑、多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>期限を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平成29年度までに相談員を設置できない、またはその目途が立たなくなった場合、交付金対象にならないため、相談員設置を諦める事を危惧している。</p> <p>結果として消費者庁の意図(全国の自治体に設置)と矛盾することになるため、当該交付金の制限について柔軟に対応していただきたい。</p>	地方消費者行政推進交付金交付要綱	内閣府(消費者庁)	九州地方知事会	○地方消費者行政推進交付金を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間の設定は、「地方消費者行政強化作戦」に掲げられた政策目標の早期達成を促すためのものであり、活用期限の要件の緩和は困難である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
124	A 権限 移譲	その他	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】 食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使する機会が生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。</p> <p>【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。 同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。 また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分までに至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。 さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。</p>	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省	岡山県	<p>○本提案については、政令改正を行わずとも、地方自治法に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、現に、岡山県を含む複数の県において、同制度を活用した保健所設置市への事務移譲が行われている。</p> <p>○一方で、個々の都道府県及び保健所設置市の実情を考慮せず、政令によって一律に措置を行うことは、執行力の低下を招く可能性も高いため、不適切であると考えられる。</p> <p>○本件事務は、食品の産地偽装等に対して厳格な監視・取締りを行うことにより食品表示の適正化を図るものであり、食に関する消費者の信頼を確保する上で極めて重要な役割を果たすものであるところ、執行力が低下した場合、不適正な表示がなされた食品が当該市の区域を超えて県及び全国に広く流通し、消費者利益が大きく害されるという深刻な問題を生じさせるおそれがある点に十分に留意が必要である。</p> <p>○また、都道府県等は、1つの事業者が行ったそれぞれの表示事項に関して、指示公表のガイドラインに基づき、指示か指導を判断することとなる。これまで旧法下においても、それぞれの機関において、問い合わせや行政指導がなされてきた経過がある。御指摘の具体的な支障事例については、例えば連携調査の実施等、関係機関との連携により、十分に回避できる可能性もある。なお、表示事項によって執行担当が異なることに伴う課題は、一義的には、品質事項を担当する都道府県(及び指定都市)と、衛生及び保健事項を担当する保健所設置市が適切に連携を行うこと等により対応されるものであるが、自治体における対応が円滑に進まず混乱が生じるようなケースがあれば、個別に、食品表示に関する司令塔である消費者庁により調整(各地方自治体が単独で対応することが困難な場合等)にあつては、自ら調査・措置)が行われることとなる。</p>